

添付法令資料 1 :

韓国中小企業協同組合法 (目次)

2025 年 1 月 21 日法律第 20709 号により一部改正 2025 年 7 月 22 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 12 条の 2)
第 2 章	協同組合
第 1 節	組合員 (第 13 条ないし第 26 条)
第 2 節	設立 (第 27 条ないし第 34 条)
第 3 節	事業 (第 35 条ないし第 42 条)
第 4 節	機関 (第 43 条ないし第 66 条)
第 5 節	会計 (第 67 条ないし第 72 条)
第 6 節	解散及び清算 (第 73 条ないし第 77 条)
第 3 章	事業協同組合
第 1 節	組合員 (第 78 条及び第 79 条)
第 2 節	設立 (第 80 条及び第 81 条)
第 3 節	事業 (第 82 条及び第 83 条)
第 4 節	機関 (第 84 条及び第 85 条)
第 5 節	会計 (第 86 条)
第 6 節	解散及び清算 (第 87 条)
第 4 章	協同組合連合会
第 1 節	会員 (第 88 条及び第 89 条)
第 2 節	設立 (第 90 条ないし第 92 条)
第 3 節	事業 (第 93 条及び第 94 条)
第 4 節	機関 (第 95 条及び第 96 条)
第 5 節	会計 (第 97 条)
第 6 節	解散及び清算 (第 98 条)
第 5 章	中小企業中央会
第 1 節	会員 (第 99 条ないし第 102 条)
第 2 節	設立 (第 103 条ないし第 105 条)
第 3 節	事業 (第 106 条ないし第 107 条)
第 4 節	中小企業共済事業基金 (第 108 条ないし第 114 条)
第 5 節	小企業及び小商工人共済事業 (第 115 条ないし第 121 条)
第 6 節	機関 (第 122 条ないし第 125 条)
第 7 節	会計 (第 126 条)
第 8 節	解散及び清算 (第 127 条)
第 6 章	登記 (第 128 条)
第 7 章	監督 (第 129 条ないし第 136 条の 2)
第 8 章	罰則 (第 136 条の 3 ないし第 143 条)
附則	